

挑戦！ まつだマイスター検定

- ①メダル ②ユニフォーム ③聖火 ④国旗掲揚台のポール

1964年に開催された東京オリンピックに関係するもので、現在は松田さくら保育園内にあるものは、次のうちどれでしょうか(答えは次号)。



ハナサクマチ通信 ④
～女性が輝くまちづくり～



小谷恵子 講師

PROFILE

東京女子大学 現代教養学部非常勤講師。(株)ワークシフト研究所認定講師。育休プチMBA、女性管理職育成プログラムにおける「リーダーシップ」「マネジメント思考」などの講座を担当している。

しごとで輝く！
好きをカタチにする初めの一歩
第2回 女性が輝くまちづくり講演会
1月20日(日)午前10時～正午
町民文化センター 展示ホール

無料セミナー

来年1月20日(日)に町民文化センター展示ホールで「しごとで輝く！好きをカタチにする初めの一歩」を開催します。今回は自分たちのまちで活躍するために必要なマーケティングの知識について女性活躍の専門家をお招きして講演会を行います。

後半は、「あしがらマルシェ」を主宰し、松田町の活性化に尽力されている松田活性化協会の草柳貴之理事長に、マルシェを通じた地域活動の事例をご紹介します。

起業を目指す方、地域の活性化に興味のある方は、ぜひご参加ください。もちろん男性もお申し込みになります。

【お申し込み】
下記の電話または町公式サイト(右のQRコード)から1月18日(金)までにお申し込みください。
●託児の必要な方は1月11日(金)までにお申し出ください(無料)。



公式サイトから申し込むこともできます

【問い合わせ】定住少子化担当室 定住少子化対策係 ☎(84)5541



進捗報告

女性が輝き活躍するまちづくり
旧松田土木事務所における拠点整備

子育て支援センターと
ファミリーサポートセンターを移転
女性の就労支援施設を新設します

「女性が輝き活躍する場所」として新しく生まれ変わります！

本紙5月号でもお知らせしましたが、町では、平成27年度に県から購入した旧松田土木事務所跡地を活用して「女性が輝き活躍するまちづくり」を推進する拠点整備に取り組んでいます。

昨年度は町民の皆さんとのワークショップを重ね、施設に必要な機能や、施設の運営のあり方について協議を進めてきました。

また、旧松田土木事務所の本館として使用されていた建物は、昭和36年に建築された鉄筋コンクリート造の建物ではありますが、平成8年に耐震補強工事が行われ、今年度を実施した建物の耐久性調査においても安全であることが確認されています。

今年度は、この本館と、その周囲の敷地を活用して整備を進めています。

整備完了後に、町の子育て支援センターとファミリーサポートセンターを現在の場所から本館の2階に移転します。これにより、駐車場が広く確保され、プレイルームも広くとることができ、子育て世帯の親子が集まりやすく、利用しやすい環境となります。

また、本館1階の部屋は、女性をはじめとした就労支援や新たな産業の創出といった機能を集約した場所とします。この施設を活気あるものにするために、民間事業者などを誘致して、その借地料などの収入をもとに、継続性のある施設運営の仕組みを構築して事業化を進めてまいります。

【問い合わせ】定住少子化担当室 定住少子化対策係 ☎(84)5541

寄1番地(町有地)
活用事業者募集の審査結果について

10月16日(火)に松田町寄1番地活用事業についての事業者審査委員会を行い、応募グループから提出された提案書類とプレゼンテーションの内容を審査しました。

その結果、全グループの提案が審査基準に満たないと判断されました。町ではこの結果を受け、今回の募集については優先交渉権者を決定しないこととしました。

今後は、審査委員会からのご意見を踏まえ、募集条件や審査基準を再度検討し、速やかに事業化を進めます。町全体に賑わいをもたらす、より良い事業展開を図ってまいりますので、ご理解いただけますようお願い致します。審査結果の詳細は、下記の公式サイトからご確認ください。

【問い合わせ】定住少子化担当室 定住少子化対策係 ☎(84)5541



公式サイト

鼓動 (コドウ)

松田町長 本山博幸

お願い！「自分事」へシフト！

松田山に天空のイルミネーションが輝き、早いもので師走を迎えました。町民の皆様におかれましては、何かと多忙な日々をお過ごしかと存じます。

さて、本紙1月号にて「新たな風土」松田スタイルをデザインする事が私の使命であり、地域や年齢を問わず一丸となって「町民主権の協働のまちづくり」を実行する事が不可欠です」と記し、その後、関係者の皆様のご尽力により「松田町自治基本条例」を10月に施行することができました。本条例のキーワードは「協働」です。本条例のキーワードは「協働」です。本条例のキーワードは「協働」です。本条例のキーワードは「協働」です。

「協働」の意味をしっかりと受け止めて、「一致団結」したまちづくりを進めるために、①情報の共有②顔が見える環境づくりのための事業への参加③連携協力が出る体制の構築の3つを念頭にさまざまな事業に取り組んでまいります。

その上で、町民の皆様にお願いがあります。お住まいの自治会の「存続」について、今一度真剣に考えてみていただけませんか。座談会を通じて多くの自治会から、役員の担い手不足などについて相談がありました。まずは「自治会の存続危機」は「自分事」であると認識してみてください。そして「協働のまちづくり」の第一歩として、自治会活動にご参加いただき、相互に顔が見える関係を築いてくださいませんか？最後にお願ひ事ばかりになりましたが、町民の皆様が良いお年をお迎えになりますよう、祈念致します。今年も大変にお世話になりました。